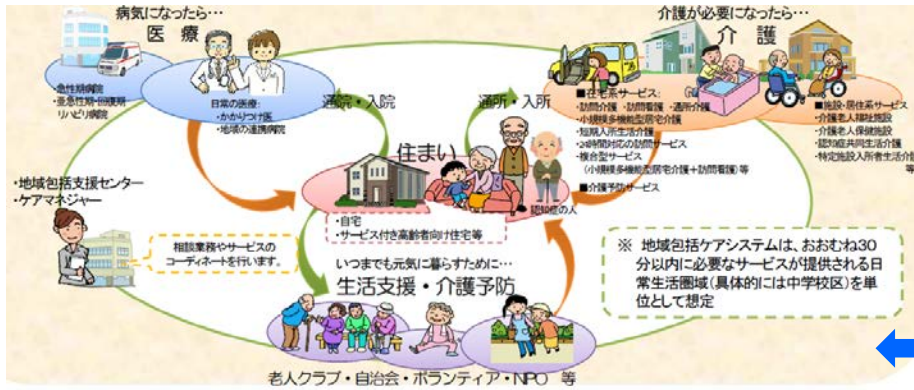


日本理学療法士協会の地域包括ケアシステムへの取り組み

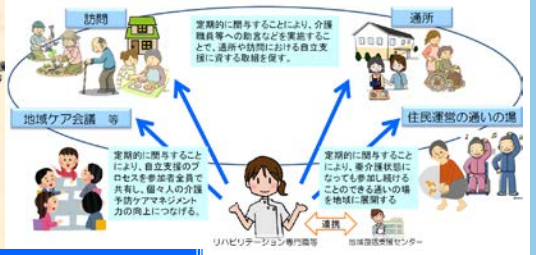
理学療法士が協力できる内容

対象者：疾患や障害等に起因した生活上の問題を抱える全ての方々（例：障がい者（児）・高齢者 等）
 手段：日常生活の問題を解消・軽減し自立を促す運動方法の提案や安全・安心に生活を送るための助言 等
 具体例：①医療機関や介護保険サービス等における理学療法（入院患者・地域の高齢者や障がい者（児）に対する理学療法 等）
 ②地域リハビリテーション活動支援事業を通じた支援（地域ケア会議での専門的助言・住民主体の介護予防の支援 等）

①医療機関や介護保険サービス等（地域包括ケアシステムの枠組み）



②地域リハビリテーション活動支援事業



医療機関や施設・地域等、あらゆる場所で理学療法士は生活上の問題を抱える方々を支えます

地域リハビリテーション活動事業を通して地域の理学療法に対するニーズに応え地域包括ケアシステムを支えます

厚生労働省HPより一部改変して引用
 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiki-houkatsu/)

平成27年度地域づくりによる介護予防推進支援事業
 第1回都道府県介護予防担当者・アドバイザー合同会議より一部改変して引用

人材育成の状況

公益社団法人 日本理学療法士協会では、「地域包括ケアシステム」を推進するにあたって「地域ケア会議」「介護予防」の2つの施策に重点を置き、地域包括ケアシステムに関わることでできる人材を育成しております。そのための育成制度として、【地域包括ケア推進リーダー】と【介護予防推進リーダー】という認証コースを設定しました。

「地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度」についての詳細は、本会のホームページをご覧ください。
 (http://www.japanpt.or.jp/members/lifelonglearning/edu_houkatsu/)

※URLは予告なく変更される場合があります。

「地域包括ケア推進リーダー」と「介護予防推進リーダー」の累積取得者数

